

➤ 離職されたみなさまへ ◀

ハローワークのご利用時間は、月～金曜日(土日・祝日及び年末年始を除く)の8時30分から17時15分までとなっております。「雇用保険給付の手続き」には一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めいたします。

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

②以降を参照してください

病気、出産、育児などですぐには働けない方は
受給期間延長申請を

6ページの⑩を参照してください

事業を開始等した方は
受給期間の特例申請を

7ページの⑪を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思」といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、「就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方(求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。)
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方(就任の予定や名義だけの役員も含む)
- ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む)
- ⑩ パート、アルバイト中の方(※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。)
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方

厚生労働省HPIに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

[URLはこちら] <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



④求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込み（11ページ参照）などの手続きをしてください。（12ページ参照）

なお、主として県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

※平成28年1月から手続きに個人番号確認書類が必要になっています。

受給手続きに必要なもの

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です

1. 離職票－1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（＜記入例＞参照）
ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
2. 離職票－2
※複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください。
※離職票は勤務していた事業所から交付されます。
3. **マイナンバーカード**
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の（1）及び（2）の確認書類をお持ちください。
 - （1）個人番号確認書類（次のいずれか1種類）
通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - （2）身元（実在）確認書類
 - ①次のいずれか一種類※
運転免許証、運転経歴証明書、写真付きで氏名、生年月日又は住所が記載されている官公署が発行した身分証明書・資格証明書 など
◆届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限ります
 - ※② ①の確認書類をお持ちでない方は、次のうち異なる2種類（コピー不可）
 - ・国民健康被保険被保険者証又は健康保険被保険者証
 - ・住民票記載事項証明書（住民票の写し又は印鑑証明書）
 - ・児童扶養手当証書 など
4. 写真2枚
※高齢被保険者または短期雇用特例被保険者であった方は1枚
（最近の写真、正面上三分身、タテ3cm×ヨコ2.4cm。初回の手続き及び今後の支給申請などの手続きのタイミングごとにマイナンバーカードを提示することにより、顔写真を省略することができます。）
5. ご本人名義の預金通帳またはキャッシュカード
（一部の金融機関は除く。ゆうちょ銀行は可能。）

★待ち時間を短縮したい方は、事前の求職申し込み（オンライン登録）をお勧めしています！ → 11ページ

＜記入例＞

求職者給付等払渡希望金融機関指定届

届出者	フリガナ	ロウ ドウ タ ロウ		
	1 氏 名	労働 太郎		
届出者	2 住所又は居所	東京都千代田区霞が関1の2の2		
	フリガナ	○×ギンコウ	△◇シテン	金融機関コード
払渡希望金融機関	3 名 称	○×銀行	△◇支店	店舗コード
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	(普通)	0123456	9 9 9 9 1 2 3
	5 ゆうちょ銀行	(総合)	—	

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。
 - ※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月として計算します。このように区切るにより1か月未満の期間が生じた場合には1か月と計算することができないため取り扱いが異なります。
なお、令和2年8月1日以降に離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上12か月ない場合は、賃金の支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。詳細はハローワークへご確認ください。
 - ※2 特定受給資格者・特定理由離職者については5ページの⑨をご参照ください。
- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。※基本手当日額は毎年8月1日に改訂されます。

(60歳未満のめやす)

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)	
2,746		2,196	
3,000	80	2,400	
4,000	%	3,200	
5,000		4,000	
5,110		4,088	
6,000		4,585	
7,000	80	5,068	
8,000	%	5,471	
9,000	∪	5,793	
10,000	50	6,036	
11,000	%	6,197	
12,000		6,279	
12,580		6,290	
13,000		6,500	
13,890		6,945	※1
14,000	50	7,000	
15,000	%	7,500	
15,430		7,715	※2
16,980		8,490	※3

(60歳以上～65歳未満のめやす)

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)
2,746		2,196
3,000	80	2,400
4,000	%	3,200
5,000		4,000
5,110		4,088
6,000		4,498
7,000	80	4,851
8,000	%	4,920
9,000	∪	4,970
10,000	45	5,020
11,000	%	5,070
11,300		5,085
12,000		5,400
13,000	45	5,850
14,000	%	6,300
15,000		6,750
16,210		7,294

※4

※1…30歳未満の上限

※2…30歳以上～45歳未満の上限

※3…45歳以上～60歳未満の上限

※4…60歳以上～65歳未満の上限

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{50} \sim \text{80}\% \text{※}) = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60歳～65歳未満の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年・契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分 (暫定措置)
---------	----------------

※雇用保険の年齢の数は、**誕生日の前日**において満年齢に達するものとして取り扱います。
例) 10月1日に65歳の誕生日を迎える方が、その前日の9月30日に離職した場合、離職時年齢は65歳として取り扱われます。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） + 給付制限* が経過した後
受給期間	<p style="text-align: center;">離職の日の翌日から1年間</p> <p>1年間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）</p> <p><例> 所定給付日数 150 日の場合（自己都合により離職）</p> <p style="text-align: center;">★給付制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間は3か月となります。 ・令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。（3回目以降は3ヶ月となります。） ・上記にかかわらず、労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇によって退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。 	

◆ **基本手当を受給するには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。**

◆ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期間（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期間は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方（契約期間が計3年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

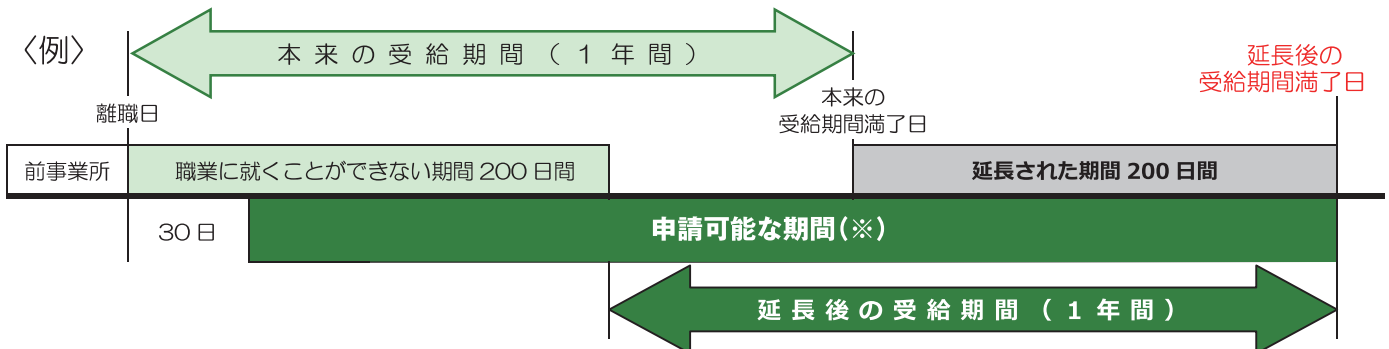
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票一2 ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク(受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク)	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅れた場合は、受給期間の延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますのでご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
※次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

<留意事項>

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

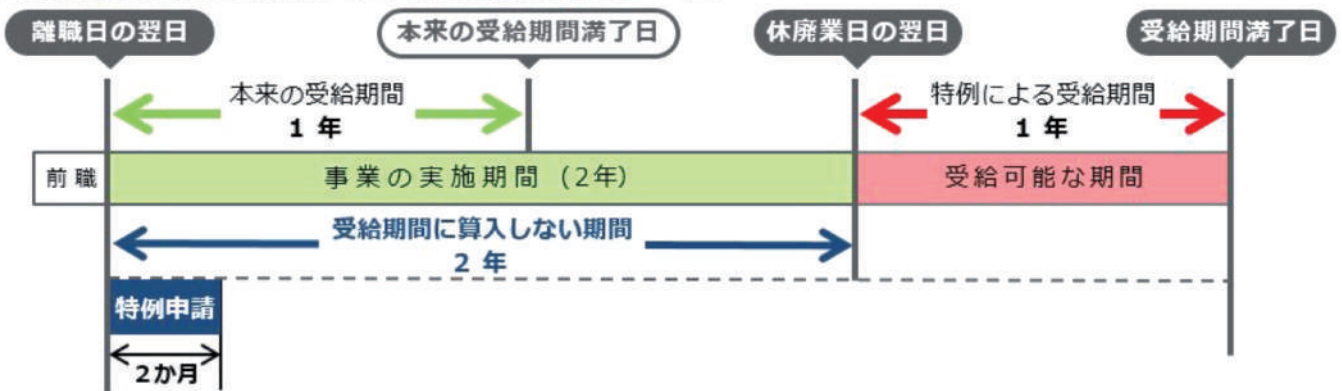
令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	

★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

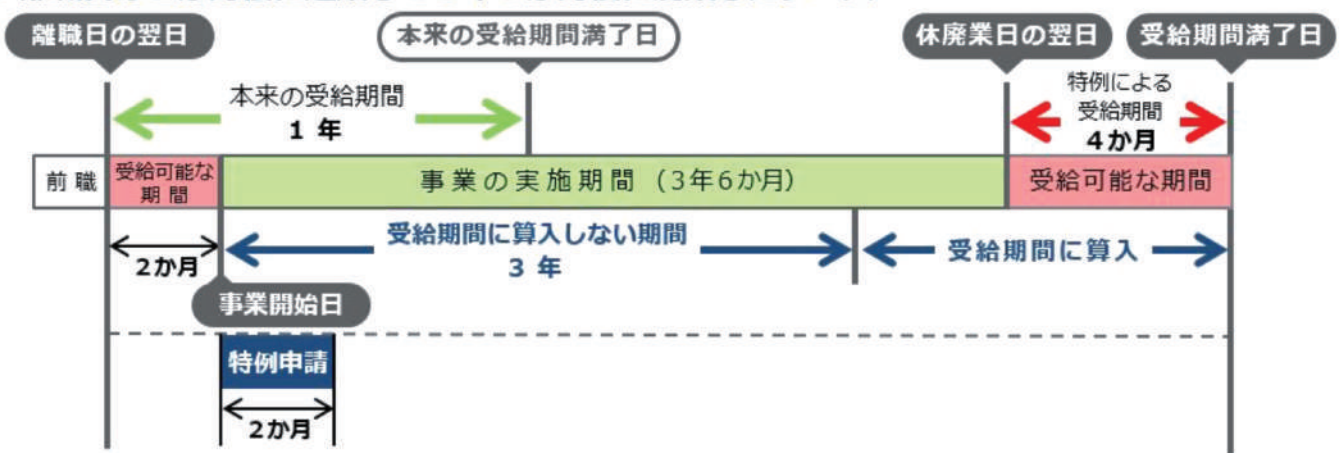
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2 (受給資格の決定を受けていない場合) または受給資格者証 (受給資格の決定を受けている場合) ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1) 事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2) 事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方 (委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク (受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

1 退職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 退職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

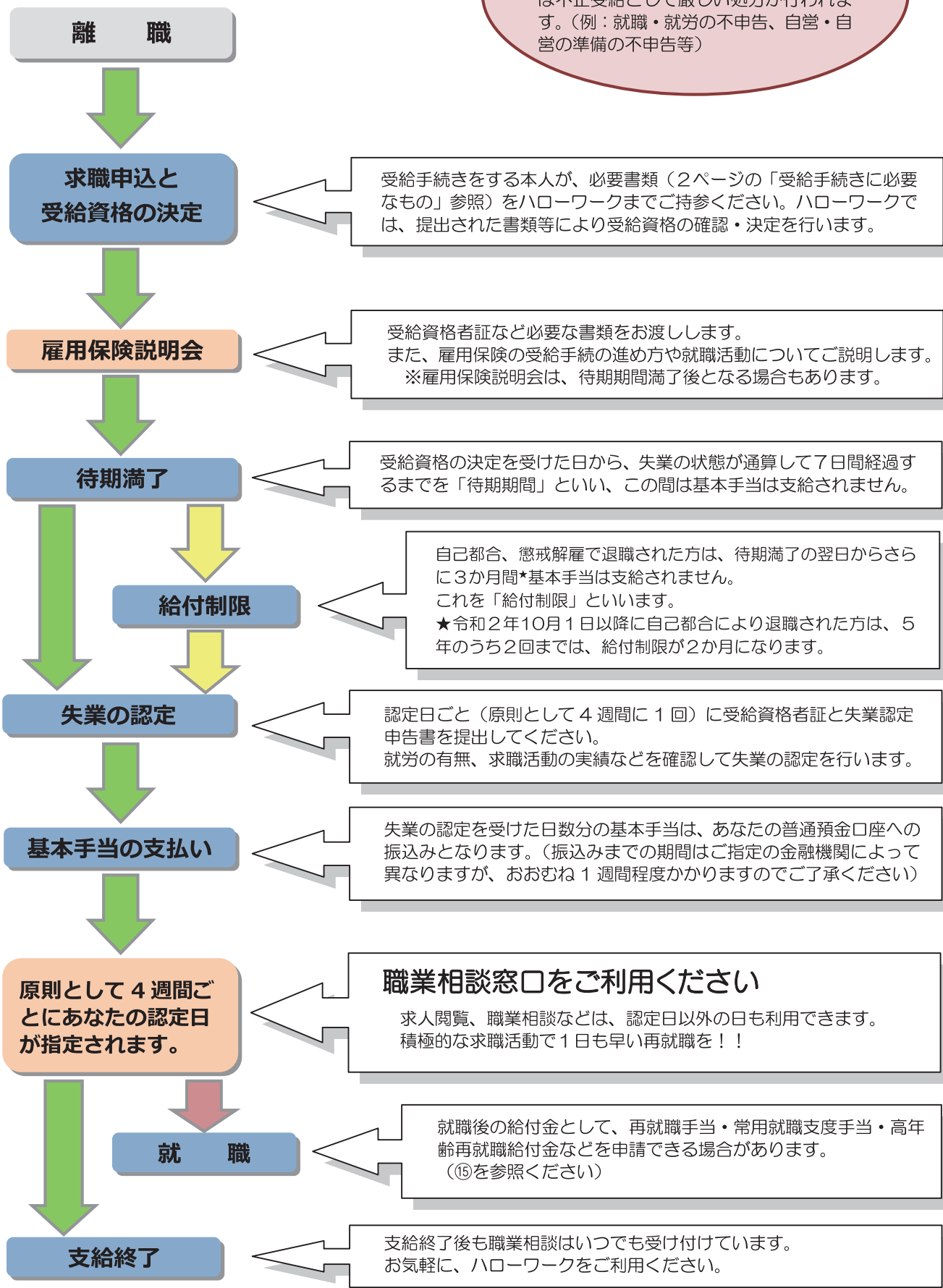
特定受給資格者・特定理由退職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、これらの手当には上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなど、ご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

求職申込み手続きのご案内

- 求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。
ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、原則、住所を管轄するハローワークで手続きをする必要があります。


オンライン


パソコンやタブレット、スマートフォン等から求職申込み

ハローワークインターネットサービス

で検索

マイページを開設して求職申込み





【オンライン登録者】
ハローワークインターネットサービスにアクセスし、求職者マイページのアカウント（メールアドレス）登録を行い、14日以内に求職情報を登録すれば、「オンライン登録者」となります。

※「オンライン登録者」は、ハローワークの窓口で求職申込書を記入する必要がなくなり、手続きの時間短縮につながります。

●オンラインでマイページ開設とともに求職登録する方法（ハローワークに求職申込みしていない方に限ります。）

※オンラインによる求職申込手続きには、求職者マイページの開設が必要です

①
ハローワークインターネットサービスにアクセス

②
「マイページを開設して求職申込み」ボタンをクリック

③
メールアドレスを入力
利用規約などに同意

④
メールで
認証キーを受信

⑤
パスワード登録
認証キー入力

⑥
マイページ
アカウント登録


⑦
14日以内に
求職情報の
登録完了

- ◎ オンライン登録者は、求職者マイページの一部の機能は利用できません。
- ◎ オンライン登録者の方は、ハローワークで職業相談を受けることによりハローワーク利用登録者に変更できません。



ハローワークに来所

ハローワークの受付で「オンライン登録者」である旨お伝えいただくとスムーズです。



【ハローワーク利用登録者】
職業相談窓口で、ハローワーク職員が申込み内容や希望条件などの確認を行い、完了すると「ハローワーク利用登録者」となります。

【ハローワーク利用登録者の各種就職支援サービス】

- ハローワークが行っている「求人情報の提供」や「職業紹介」、「応募書類の作成」、「面接のアドバイス」などの各種就職支援サービスが受けられます。
- さらに、求職者マイページを通じて

- 1 ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることができます（オンラインハローワーク紹介）。
- 2 求人に直接応募を行うことができます（オンライン自主応募）。

※ただし、オンライン自主応募を受けることが可能となっている求人に限ります

（注1）ハローワークインターネットサービスで提供している求人に直接応募された場合（オンライン自主応募を含みます）は、ハローワークによる職業紹介とはなりません。このため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。

（注2）オンライン登録者のままでは利用できないサービスがあります。

※上記オンライン手続きのほか、ハローワーク内で手続きすることも可能です。

ハローワーク(公共職業安定所)案内図

雇用保険の手続きは、お住まいを管轄するハローワークで行ってください。
 なお、主として県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

「雇用保険給付の手続き」は、月～金曜日(土日・祝日及び年末年始を除く)の8時30分から17時15分までとなっております。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めいたします。

- 「職業相談・職業紹介」はハローワークの付属施設でも行っておりますので、ご利用ください。
- 各ハローワークとも、駐車場が狭いため、お車での来所はご遠慮ください。

ハローワーク川口

川口公共職業安定所
 〒332-0031 川口市青木3-2-7
 ☎ 048(251)2901 FAX 048(251)3664

管轄区域 川口市 蕨市 戸田市

ハローワーク熊谷

熊谷公共職業安定所
 〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2
 ☎ 048(522)5656 FAX 048(524)5690

管轄区域 熊谷市 深谷市 寄居町

ハローワーク本庄

熊谷公共職業安定所本庄出張所
 〒367-0053 本庄市中央2-5-1
 ☎ 0495(22)2448 FAX 0495(21)4924

管轄区域 本庄市 上里町 美里町 神川町

ハローワーク大宮

大宮公共職業安定所
 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525
 ☎ 048(667)8609 FAX 048(651)0331

管轄区域 さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く) 上尾市 桶川市 北本市 蓮田市 伊奈町

ハローワーク川越

川越公共職業安定所
 〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F
 ☎ 049(242)0197 FAX 049(246)2754

管轄区域 川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市

ハローワーク東松山

川越公共職業安定所東松山出張所
 〒355-0073 東松山市上野本1088-4
 ☎ 0493(22)0240 FAX 0493(23)6272

管轄区域 東松山市 小川町 嵐山町 川島町 吉見町 滑川町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村

ハローワーク浦和

浦和公共職業安定所
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40
☎ 048 (832) 2461 FAX 048 (829) 2984

管轄区域 さいたま市のうち中央区、桜区 浦和区 南区 緑区

ハローワーク所沢

所沢公共職業安定所
〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F
☎ 04 (2992) 8609 FAX 04 (2992) 2444

管轄区域 所沢市 入間市 (仏子、野田、新光を除く) 狭山市 三芳町

ハローワーク飯能

所沢公共職業安定所飯能出張所
〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
☎ 042 (974) 2345 FAX 042 (973) 7318

管轄区域 飯能市 入間市のうち仏子、野田、新光 日高市 毛呂山町 越生町

ハローワーク秩父

秩父公共職業安定所
〒369-1871 秩父市下影森1002-1
☎ 0494 (22) 3215 FAX 0494 (24) 6898

管轄区域 秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町 横瀬町

ハローワーク春日部

春日部公共職業安定所
〒344-0036 春日部市下大増新田61-3
☎ 048 (736) 7611 FAX 048 (737) 5232

管轄区域 春日部市 久喜市 幸手市 白岡市 杉戸町 宮代町

ハローワーク行田

行田公共職業安定所
〒361-0023 行田市長野943
☎ 048 (556) 3151 FAX 048 (556) 1309

管轄区域 行田市 加須市 羽生市 鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町

ハローワーク草加

草加公共職業安定所
〒340-8509 草加市弁天4-10-7
☎ 048 (931) 6111 FAX 048 (931) 6615

管轄区域 草加市 三郷市 八潮市

ハローワーク朝霞

朝霞公共職業安定所
〒351-0011 朝霞市本町1-1-37
☎ 048 (463) 2233 FAX 048 (464) 3012

管轄区域 朝霞市 志木市 和光市 新座市

ハローワーク越谷

越谷公共職業安定所
〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6
☎ 048 (969) 8609 FAX 048 (969) 8610

管轄区域 越谷市 吉川市 松伏町

このマークが付いているハローワークには、仕事と子育ての両立を目指す方を支援するマザーズコーナーがあります。

ハローワーク大宮、浦和、所沢 については、各ハローワークの附属施設に設置しています。利用時間等詳細については下記までお問い合わせください。

マザーズハローワーク大宮 TEL048-856-9500 ハローワーク所沢マザーズコーナー TEL04-2993-5334
埼玉しごとセンターマザーズコーナー TEL048-826-5049



仕事探しは、ハローワークがお手伝いします！

ハローワークは1日も早い就職を応援しています。

● お仕事探しに役立つハローワークのサービスをご利用ください

- 求人に応募したい・・・ ○ 応募書類の書き方や面接の受け方について知りたい・・・
 - 応募する前に会社の内容をもっと知りたい・・・ ○ これまでと違う職種にチャレンジしたい・・・
- など、職業相談・紹介窓口ではお仕事探しについてのさまざまなご相談をうけたまわっておりますので、お気軽にハローワークの窓口をご利用ください。

● 専任の支援員があなたを担当します

早期の再就職を実現しようとする就職意欲の高い方を対象として専任の支援員が個別に支援を行うことにより、3か月以内の早い時期に再就職することを目指し、じっくり相談を行います。

担当者制（マンツーマン方式）により、あなたの実情に応じた計画的で一貫した支援を行います。
相談は完全予約制です。

● ハロートレーニングで就職に役立つ資格・スキルを身につけよう

「これまでと違った仕事がしたいけど知識も経験もない」といった場合には、新たに希望する仕事に必要な技能や知識についてアドバイスするとともに、これらを身につけていただくためのハロートレーニング（公的職業訓練）などについてご案内しております。

- 訓練コースの例
溶接技術、機械工作、CAD・NC、ビル管理、自動車整備、金属加工、空調システム、建築、情報処理、介護初任者研修、OA事務など

● ハローワークプラザ（ハローワークと同じ職業相談・紹介機能を持つ出先機関です）

ハローワークプラザ川口（ハローワーク川口駅前庁舎）

川口市川口3-2-2リプレ川口一番街2号棟1階 ☎048-255-8070

ハローワークプラザ大宮 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル4階 ☎048-658-1145

ハローワークプラザ所沢 所沢市並木2-4-1航空公園駅ビル2階 ☎04-2993-5334

● 人材不足分野の仕事を希望する方を対象に、担当者制による就職支援を実施しています

福祉（介護・医療・保育）、建設、警備、運輸の仕事

ハローワーク川口人材確保・就職支援コーナー 川口市青木3-2-7 ☎048-251-2901

ハローワーク熊谷人材確保・就職支援コーナー 熊谷市箱田5-6-2 ☎048-522-5656

ハローワーク大宮人材確保・就職支援コーナー さいたま市大宮区大成町1-525 ☎048-667-8609

ハローワーク川越人材確保・就職支援コーナー 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階 ☎049-242-0197

● 正社員での就職を希望する若者（概ね35歳未満の方）を対象に、担当者制による就職支援を実施しています

埼玉わかものハローワーク さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル4階 ☎048-658-8609

● 就職を希望する就職氷河期世代（概ね35歳以上）の方を対象に、担当者制による就職支援を実施しています

就職氷河期世代専門窓口「35歳からの就活サポートコーナー」

ハローワーク川口 川口市青木3-2-7 ☎048-251-2901

ハローワークプラザ大宮 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル4階 ☎048-658-1145

ハローワーク川越 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階 ☎049-242-0197

埼玉しごとセンター さいたま市南区沼影1-10-1ラムザタワー3階 ☎048-762-6522